

## ものづくり・商業・サービス生産性向上支援事業助成金申請受付要項

### I 趣旨

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルの転換に向けた取り組みを行う事業者を支援し、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るために、国の「小規模事業者持続化補助金」または「IT導入補助金2021」の採択を受けた事業者に対して、ものづくり・商業・サービス生産性向上支援事業助成金（以下「助成金」という。）を支給します。

### II 申請要件

- ・助成金の対象者は、次の全ての要件を満たす事業者とします。
  - ①ものづくり・商業・サービス生産性向上支援事業助成金申請受付要項（以下「要項」という。）の内容の全てについて同意していること。
  - ②福井県内に事業所等を有し、下記の何れかの国の補助金を令和3年度中に採択を受け、令和4年2月末までに、補助金の額の確定通知を受けた事業者であること。
    - A：小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉
    - B：IT導入補助金2021〈低感染リスク型ビジネス枠〉C類型またはD類型
  - ③公益財団法人ふくい産業支援センターで実施しているIT導入支援事業補助金による助成を受けていないこと。
  - ④助成金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
  - ⑤助成金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
  - ⑥県内の商工会、商工会議所および商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）と事業者との間において、施策の案内や各種調査、災害時等の連絡など、県の産業労働行政推進のために必要な情報共有体制を構築するため、申請書に記載の事業者名、住所、連絡先等の情報を提供することに同意すること。また、後日、商工会議所等から申請者に対し情報共有体制の構築にかかる依頼がある場合は、協力すること。
  - ⑦申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

### III 助成金の支給額

- ・助成金の支給額は、下記補助金の補助対象事業費のうち事業者負担分の1/2以内です。

A：小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉

国の補助対象事業費の1/8以内（上限16.6万円）

## B：IT導入補助金2021〈低感染リスク型ビジネス枠〉

国の補助対象事業費の1/6以内（C類型：上限112.5万円、D類型：上限37.5万円）

- ・国負担分以外の部分について、市町等の団体からも助成を受けている場合または受ける予定がある場合は、助成を受けたまたは受ける予定がある額を事業者負担分から差し引いた額の1/2以内を助成金の支給額とします。
- ・事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

## IV 申請手続き等

### 1 申請書類

- ・以下の①～④を全て提出してください。
  - ① 助成金申請書兼誓約書（様式1）
  - ② 国の補助金の額の確定通知書の写し
  - ③ 法人の場合：直近の事業年度分の法人税確定申告書別表1の写し  
個人事業主の場合：本人確認書類の写し  
※本人確認書類の例：運転免許証、個人番号カード、健康保険証、パスポートの写し等
  - ④ 助成金の振込先口座の通帳等の写し
- ・口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できるもの（通帳の表紙裏面の写しなど）
- ・③の本人確認書類の写しおよび④の助成金の振込先口座の通帳等の写しについては、様式1の2枚目に添付し提出してください。
- ・必要に応じて追加書類の提出および説明を求められることがあります。書類の不備や確認に時間を要した場合は、支給までに時間を要することがありますのでご了承ください。
- ・なお、申請書類は返却しません。申請書類の提出時には必ず控えをとり保管ください。

### 2 申請期間

令和3年7月20日（火）から令和4年3月10日（木）まで（当日消印有効）

### 3 申請方法

- ・申請書類を次の何れかの宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送してください。
- ・上記以外の方法による郵送は、申請書類が届かない場合がございます。届かなかった場合の責任は一切負いかねますのでご了承ください。
- ・なお、郵送の場合、申請書類の到達の有無に関するお問合わせにつきましては、お答え致しかねますので、予めご了承ください。

	福井商工会議所	福井県商工会連合会
宛 先	〒918-8580 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所創業・経営支援課	〒910-0004 福井市宝永4-9-14 福井県商工会連合会高度支援課

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。  
※送料は申請者側でご負担願います。

#### 4 申請に必要な書類の入手方法

- ・郵送で申請する場合に必要な書類等は、下記のいずれかの方法で入手してください。

(1) 福井県のホームページからダウンロード

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/jizokuka\\_it\\_uwanosejosei.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/jizokuka_it_uwanosejosei.html)

(2) 福井商工会議所、福井県商工会連合会の窓口

#### 5 支給額の通知

- ・申請書類の審査の結果、助成金を支給する旨を決定したときは、助成金を支給することで通知に代えますので、必ず助成金の振り込み先に指定した口座の通帳を記帳のうえご確認ください。
- ・申請書類の審査の結果、助成金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

#### 6 問合せ先

- ・ご不明な点は下記へお問合せください。
- ・なお、お問合せの際は、電話番号をご確認のうえ、お間違いのないようお願いいたします。

##### ○福井商工会議所

(電 話) 0776-33-8283

(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土、日および祝日は除きます。)

##### ○福井県商工会連合会

(電 話) 0776-23-3659

(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土、日および祝日は除きます。)

### V 不正受給

- ・助成金の不正受給は犯罪です。不正受給と判断された場合、受給済の助成金に加え、返還日までの民法404条に基づく延滞金および助成金と同額を返還請求します。

(不正受給の例)

- ①「Ⅱ 申請要件」を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。
- ②助成金が振り込まれた事実を把握しているにもかかわらず再度申請する。  
※この場合、初回申請にかかる受給分についても、不正受給とみなします。
- ③助成金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあったにもかかわらず拒否する、または県からの電話連絡に出ない。
- ④助成金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあった際に、助成金受給時には同意していた要項の内容について異議を申し立てる。
- ⑤助成金受給後に、申請要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、返還に応じない。

## VI その他

- ・助成金の支給の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、助成金の支給の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、助成金を返金するとともに、返還日までの民法404条に基づく延滞金を支払うことになります。
- ・申請書類の不備等、再提出にかかる送料も申請者の負担になりますので、申請書類に不備が無いようご提出願います。また、再提出した書類を審査した結果、助成金を支給しない旨を決定する場合がありますが、書類の再提出にかかる送料をはじめ、申請にかかる送料は全て申請者の負担になりますので、ご了承ください。